

平成26年度も「早期健全化基準」「財政再生基準」をクリア

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成26年度の山県市財政健全化判断比率などについてお知らせします。

早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政の早期健全化の基本方針などを盛り込んだ財政健全化計画の策定、議会の議決が必要や外部監査を実施することになり、自主的な改善努力による財政健全化を行うことになります。

資金不足比率

平成25年度山県市財政健全化行動比率				
区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成26年度	—	—	17.8%	37.9%
平成25年度	—	—	18.4%	58.0%
早期健全化基準	13.52%	18.52%	25.0%	350.0%
財政再生準基	20.00%	30.00%	35.0%	/

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため、「-」を表示しています。

財政用語の基礎知識

▼歳出の部

総務費／一般事務経費、戸籍住民基本台帳費、庁舎の維持管理などの経費

▼歳入の部

市税／皆さんに納めていただいた
市民税や固定資産税など

地方消費税交付金／県が徴収した

地方交付税／地方交付税法に基づき、市町村の実情に合わせて国から交付される普通交付税と特別交

国庫支出金／国から市に対して交付される負担金、補助金など

県支出金／県から市に對して交付される負担金、補助金など

めに一時的に多額の費用が必要なとき、市が長期に資金の借り入れ

とまじでが長期に資金の偏りによる

繰入金／基金の取り崩しや他会計から入れるお金

分担金および負担金／保育所入園

自主財源／市が独自に収入するも
者の負担金など

の
文
書
目
次

依存財源／国・県などから交付されるもの

の他、財政再生計画に基づいて予算を編成しなければならなくなります。